収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告の作成の手引き

中小企業庁　事業環境部　企画課

令和02年04月01日　第一版

もくじ

1 このプラットフォームでできる事について

1. 収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告における経営力向上計画申請プラットフォームの位置づけ ・・・P.4

2 サイトの操作方法（共通操作）

1.新規ユーザー登録 ・・・P.7
2.パスワードの設定 ・・・P.8
3.パスワードリセットの方法 ・・・P.9
4.ログイン ・・・P.10
5.会社情報の登録 ・・・P.12
6.問い合わせの作成・送信 ・・・P.15
7.ヘルプテキストの確認方法 ・・・P.18

3 サイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

1.事前準備 ・・・P.20
2.実施状況報告書作成 ・・・P.21
3.実施状況報告書一覧確認 ・・・P.39

4 お問い合わせ窓口

1.本プラットフォームの操作方法についてのお問い合わせ先 ・・・P.51
2.収益強化設備（B類型）についてのお問い合わせ先 ・・・P52

1 このプラットフォームでできる事について

1. 収益力強化設備（B類型）に関する投資計画における当プラットフォームの位置づけ
    1. 収益力強化設備（B類型）に関する投資計画について
    2. 認定までの流れと、当プラットフォームで行えること
    3. 「収益力強化設備（B類型）に関する投資計画」の新規申請/変更申請の流れ

1 このプラットフォームでできる事について

1. 収益力強化設備（B類型）に関する投資計画における当プラットフォームの位置づけ

1. 収益力強化設備（B類型）に関する投資計画について

「収益強化設備（B類型）」とは、経営力向上設備等のうち、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備です。計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。
詳しくは、中小企業庁のホームページをご確認ください。中小企業庁のホームページ（中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に係る経産局確認）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html

2. 認定までの流れと、当プラットフォームで行えること

制度の利用を検討

経営力向上設備等のうち、中小企業経営強化税制の収益力強化設備(B類型)を取得する経営力向上計画を申請される方は、計画申請の際、経済産業局による投資利益率に関する確認書が必要になります。設備取得の前に、経済産業局へ確認書発行を申請し、投資利益率に関する確認書を取得して下さい。

計画の策定

当プラットフォームでは、計画の策定に必要な以下①～④の対応をWEBフォーム上で行うことができます。
①確認申請書の登録
②申請書の実施状況報告書の作成
③実施状況報告書の提出
④補正対応作業

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備(B類型)に係る経産局確認の取得に関する手引き」
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200206bkakunintebiki.pdf

1 このプラットフォームでできる事について

3.「収益力強化設備（B類型）に関する投資計画」の提出の流れ

パソコンを使います　　パソコンを使いません

2. 報告書作成

1	設備投資の内容を転記	確認申請書もしくは変更申請書の内容を転記します。	パソコンを使います
2	確認書情報の登録	確認書情報の内容の登録を行います。	パソコンを使います
3	実施状況報告書の作成	導入状況、実施状況の入力を行います。	パソコンを使います
4	収益設備の登録	導入した収益力強化設備の内容の入力を行います。	パソコンを使います
5	投資利益率の登録	投資利益率や金額の入力を行います。	パソコンを使います
6	税制措置の登録	税制措置の利用状況の入力を行います。	パソコンを使います
7	報告書の添付	報告内容の裏付けとなるPDFファイルを添付してください。	パソコンを使います
8	報告書の提出	提出内容の確認を行い、提出してください。	パソコンを使います

実施状況報告書の提出

2 このサイトの操作方法（共通操作）

1. 新規ユーザー登録
2. パスワードの設定
3. パスワードリセットの方法
4. ログイン
5. 会社情報の登録
6. 問い合わせの作成・送信
7. ヘルプテキストの確認方法

2 このサイトの操作方法（共通操作）

1．新規ユーザー登録

gBizIDに新規ユーザーを登録します。

① gBizIDを作成 ボタンを押下してください。

https://gbiz-id.go.jp/top/ に遷移します。

②リンク先のマニュアルを参照してgBizIDを作成してください。

（次頁へ続く）

2 このサイトの操作方法（共通操作）

2．パスワードの設定

gBizIDの登録画面を表示します。

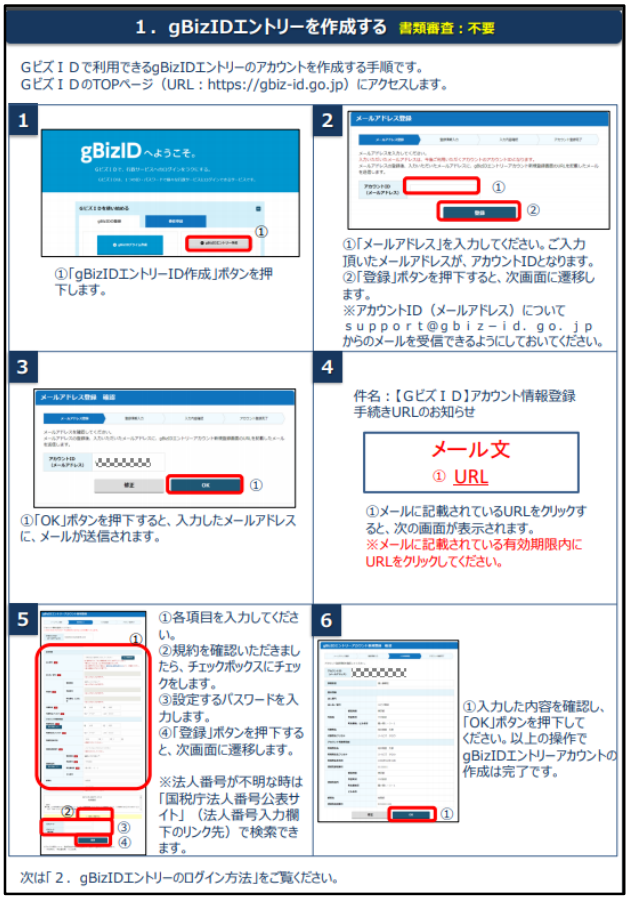

gBizIDのマニュアル一部抜粋
gBizIDエントリーの場合は５番の手順を参照します。
(2020年3月時点)

①リンク先のマニュアルを参照して、パスワードを設定してください。

2 このサイトの操作方法（共通操作）

3．パスワードのリセット方法

gBizIDの登録画面を表示します。

① ログイン ボタンを押下してください。

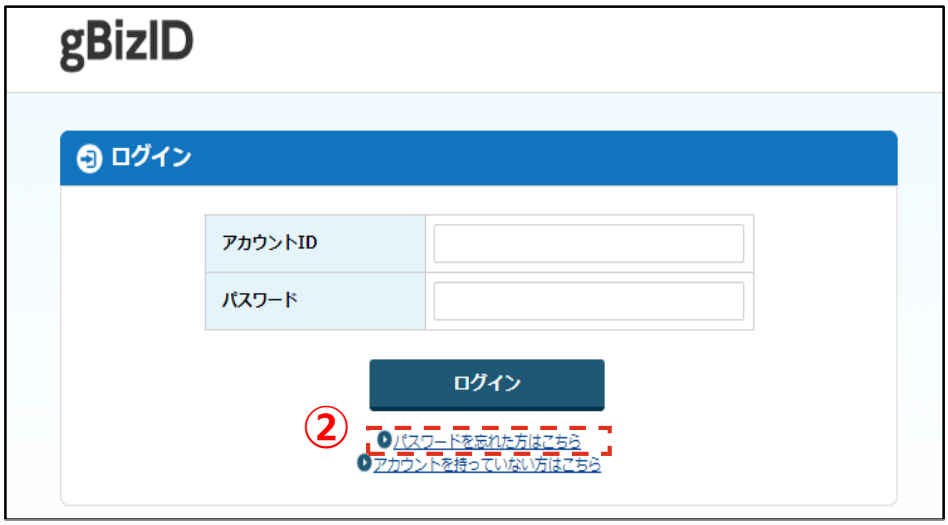

②「パスワードを忘れた方はこちら」を押下して再発行を依頼してください。
(詳細はgBizIDのマニュアルをご参照ください。)

2 このサイトの操作方法（共通操作）

4．ログイン

経営力向上計画申請プラットフォームへのログイン方法です。

① gBizIDでログイン ボタンを押下してください。

gBizIDのログインページが表示されます。

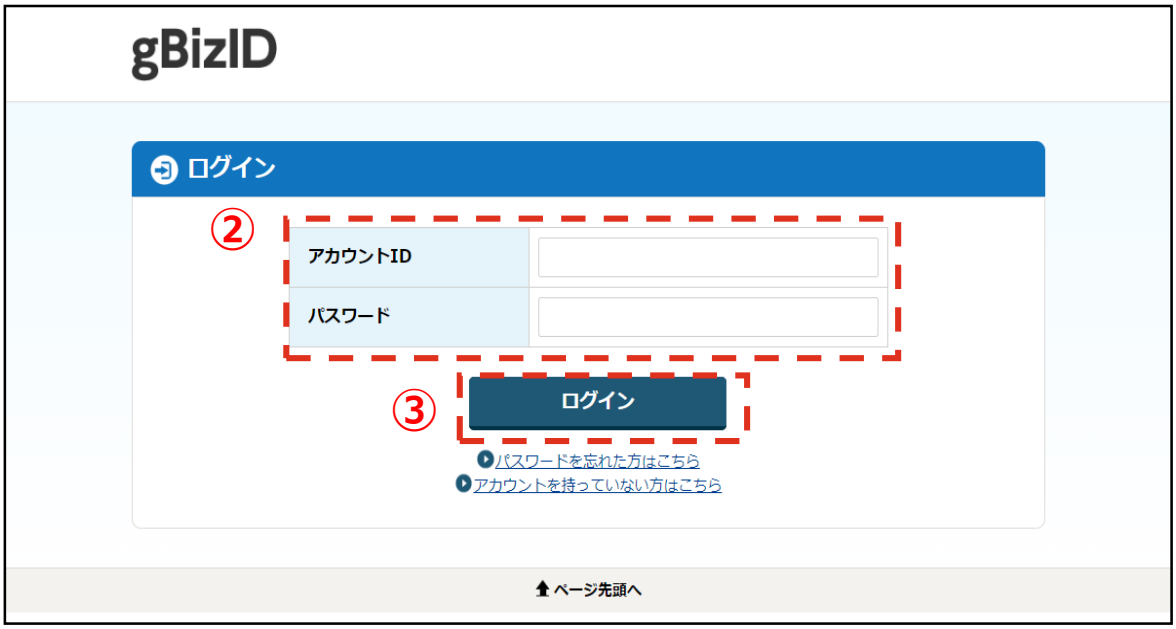

② 登録したアカウントID/パスワードを入力してください。
③ ②の入力後、ログイン ボタンを押下してください。

2 このサイトの操作方法（共通操作）

4．ログイン

ログイン成功後、利用規約に同意していない場合に利用規約確認画面に遷移します。

④　「利用規約に同意する」に「✓（チェック）」を入れてください

⑤　④の入力後、完了 ボタンを押下してください。

2 このサイトの操作方法（共通操作）

5．会社情報の登録（1/3）

会社情報を登録するには、「事業者メニュー」画面を表示します。

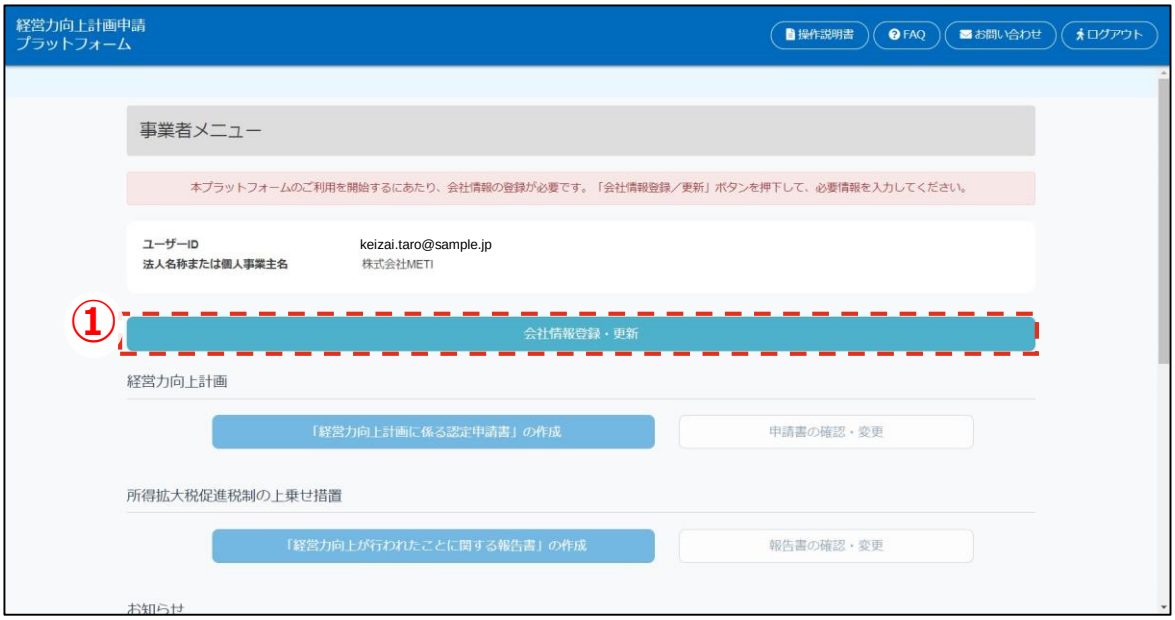

① 会社情報登録・更新 ボタンを押下してください。

会社情報登録/更新画面が表示されます。

会社情報を登録するまでは
「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成 **ボタン、** 申請書の確認・変更 **ボタン**
「経営力向上が行われたことに関する報告書」の作成 **ボタン、** 報告書の確認・変更 **ボタン**
「収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告書」の作成 **ボタン**
は押下できません。

（次頁へ続く）

2 このサイトの操作方法（共通操作）

5．会社情報の登録（2/3）

会社情報登録/更新画面が表示されます。

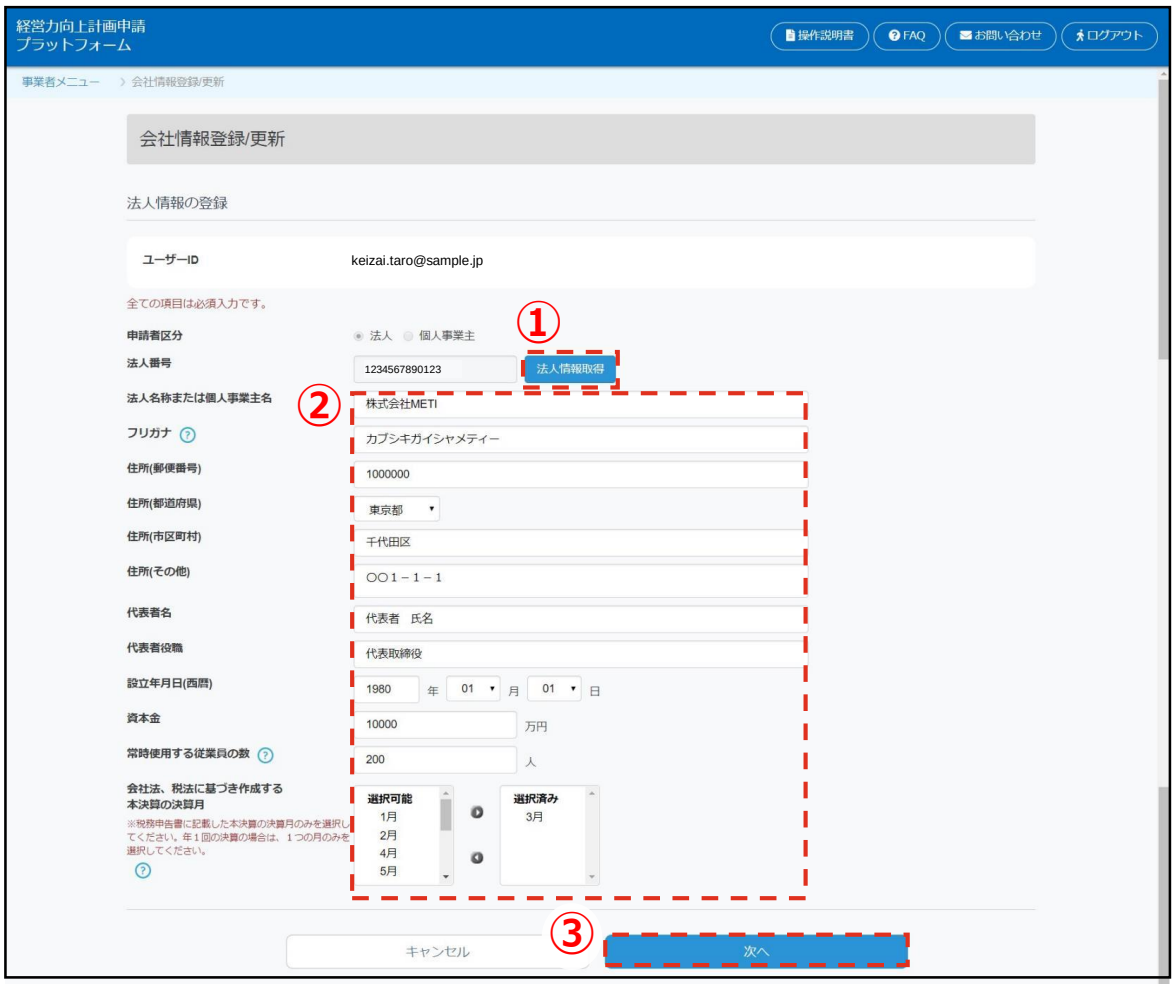

① 法人の場合は 法人情報取得 ボタンを押下してください。
（法人インフォメーションに登録された情報を取得します）
② 会社情報を入力・選択してください。全て必須項目になります。
③ ②の入力後、 次へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2 このサイトの操作方法（共通操作）

5．会社情報の登録（3/3）

会社情報登録/更新内容の確認画面が表示されます。

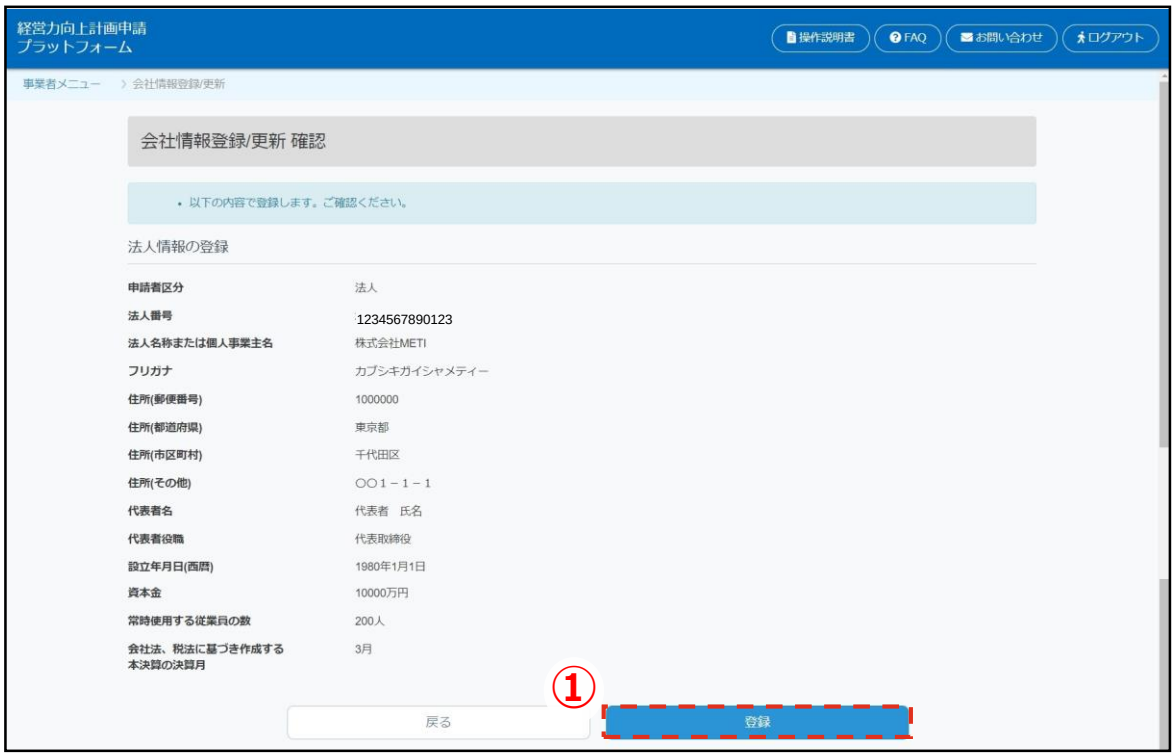

① 登録した内容を確認の上で修正する必要がなければ 登録 ボタンを押下してください。
修正する場合は 戻る ボタンを押下してください。

2 このサイトの操作方法（共通操作）

6．問い合わせの作成、送信（1/3）

「お問い合わせ作成」画面が表示されます。

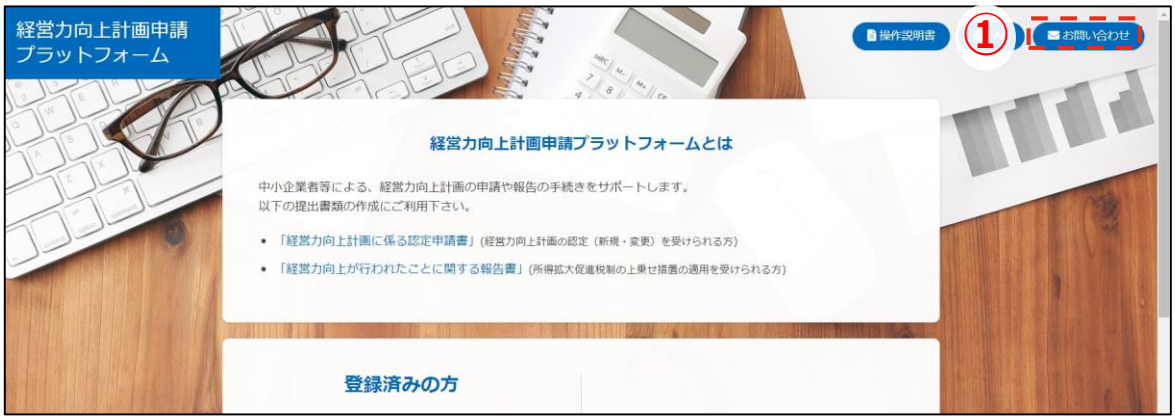

① お問い合わせ ボタンを押下してください

「お問い合わせ作成」画面が表示されます。

（次頁へ続く）

6．問い合わせの作成、送信（2/3）

お問い合わせ内容を入力します。

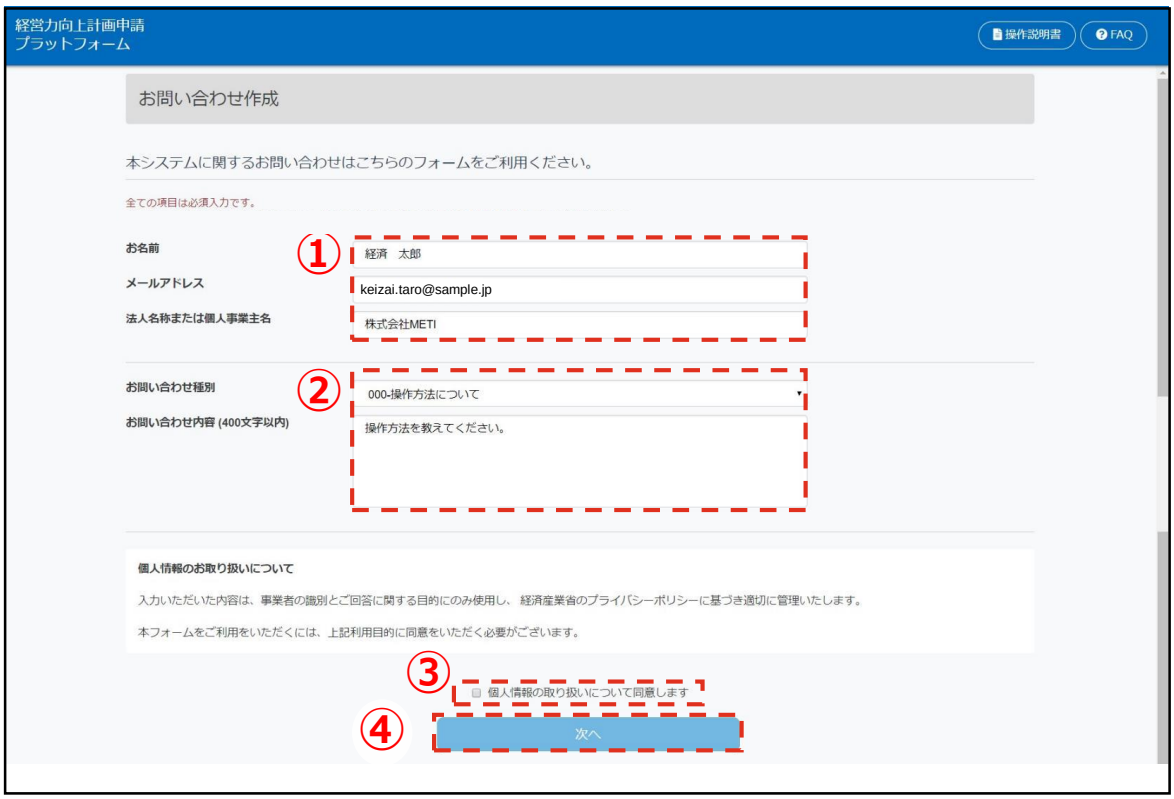

① ご担当者の情報を入力してください。なお、ログイン後は、ユーザー情報が初期表示されています。
② お問い合わせの内容について入力してください。
③ 「個人情報の取り扱いについて」を確認の上、 同意の場合は、「個人情報の取り扱いについて同意します」に「✓（チェック）」を入れてください
④ ①～③の入力後に、 次へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2 このサイトの操作方法（共通操作）

6．問い合わせの作成、送信（3/3）

「お問い合わせ内容確認」画面が表示されます。

① お問い合わせ種別・内容を確認の上、送信 ボタンを押下してください。
お問い合わせがサポートデスクへ送信されます。返信は「お問い合わせ作成」画面で登録いただいたメールアドレスに届きます。

「お問い合わせ送信完了」画面が表示されます。

② 閉じる ボタンを押下してください。

操作に関するお問い合わせを、お電話でご希望される場合は
操作方法お問い合わせ窓口「0570-550-363」までご連絡ください。

2 このサイトの操作方法（共通操作）

7．ヘルプテキストの確認方法

「ヘルプテキスト（ ? ）」がある画面が表示されます。

① ヘルプテキストにマウスのカーソルを合わせます。

ヘルプテキストの内容が表示されます。

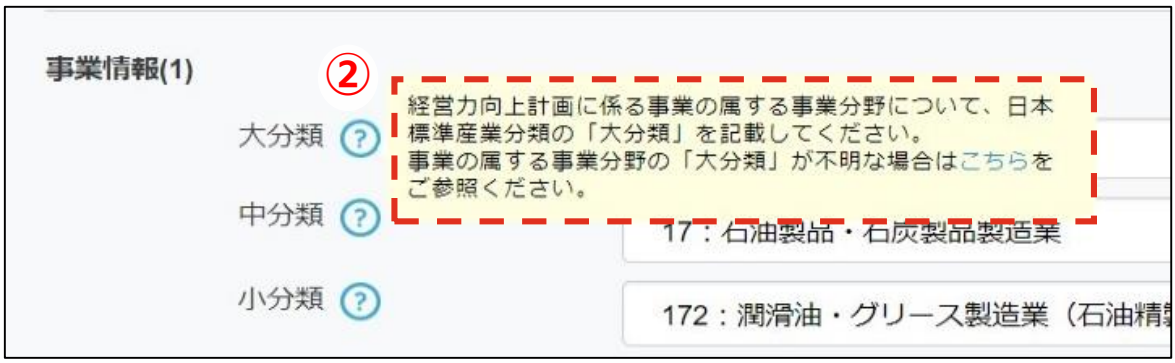

② ヘルプテキスト内にリンクがある場合は、青字で表示されています。
リンクをクリックすると、PDFファイルや別のページで、より詳細な説明を確認できます。

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

1. 事前準備
2. 実施状況報告書作成
    1. 事業者メニュー
    2. 内容選択
    3. 確認書情報入力
    4. 確認書情報登録
    5. 確認書情報の登録完了
    6. 報告書作成
    7. 導入状況入力
    8. 収益強化設備入力
    9. 投資利益率入力
    10. 税制措置利用状況入力
    11. 書類添付画面
    12. 提出内容確認画面
    13. 提出完了画面
3. 実施状況報告書一覧確認
    1. 内容選択(報告の補正)
    2. 報告必要・不要選択画面
    3. 報告不要内容の入力
    4. 提出内容確認画面
    5. 提出完了画面
    6. 内容選択(報告の確認)
    7. 実施状況報告書確認画面
    8. 内容選択(確認者情報の確認)
    9. 確認者情報の確認画面
4. 補正対応
    1. メール内容確認
    2. 内容選択(補正対応)
    3. 補正対応

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

1．事前準備

Point!

当プラットフォームで、収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告をするには、次の書類が必要になりますので、お手元にご用意ください。

当プラットフォームで申請書を作成する時に必要となる情報

画面	必要情報
新規ユーザー登録	申請者区分（法人、個人事業主）、gBizID、法人番号 ご担当者姓名、ご担当者メールアドレス、パスワード
会社情報登録	会社名称、会社住所、代表者名、代表者役職 使用する従業員数、決算月
申請者基本情報	事業情報（大分類、**中分類**、小分類、**細分類**）**事業分野別指針名**
収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告	1:投資計画の確認申請書（写し） 2:経済産業局の確認書（写し） 3:設備投資計画の分かる資料 ［例］ ・設備投資計画書（稟議書、取締役会議事録等） ・導入する設備の見積書等（設備投資の総額が分かる資料） ・売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる資料　等

大分類、小分類が不明な場合は、こちらでご確認ください。
政府統計の総合窓口 e-Stat
https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

2．実施状況報告書作成（1/18）

「事業者メニュー」画面が表示されます。

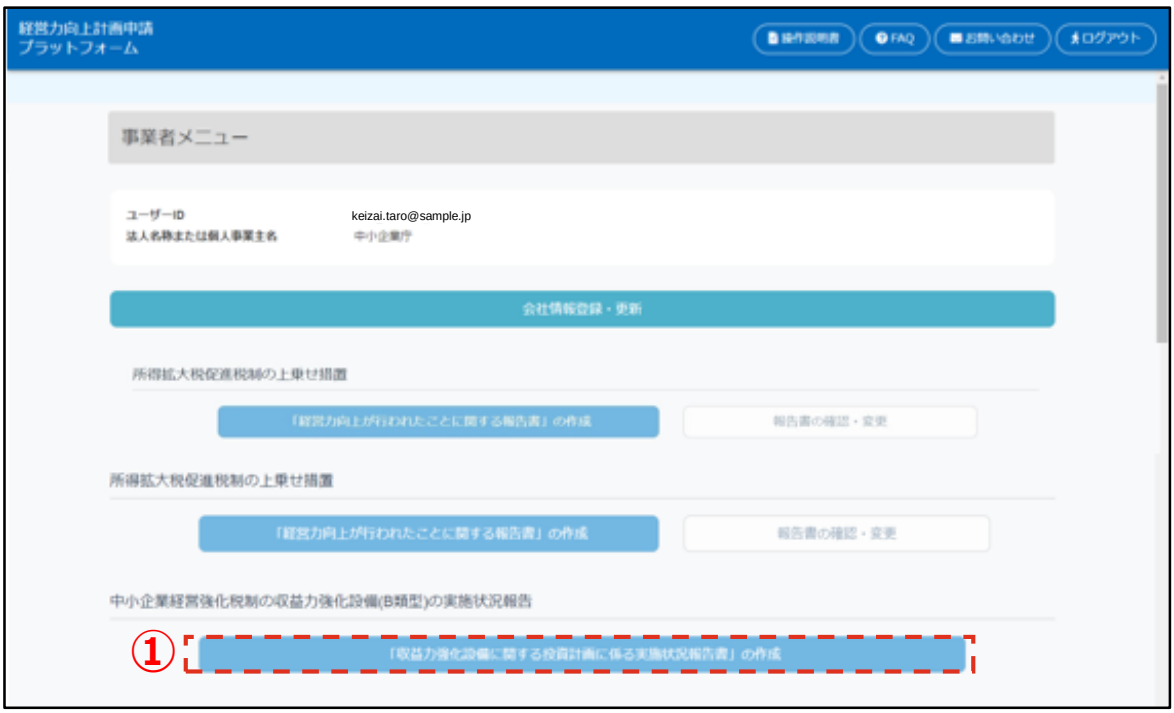

①「収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告書」の作成ボタンを押下してください。

「入力内容選択」画面が表示されます。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

2．実施状況報告書作成（2/18）

「内容選択」画面が表示されます。

① 経済産業局から交付を受けたB類型の確認書情報の入力を行う場合はこちら ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（経営力向上計画申請）

2．実施状況報告書作成（3/18）

確認書情報を入力します。

① 確認申請書もしくは変更申請書の内容を転記してください。

② 次へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2．実施状況報告書作成（4/18）

確認書情報を登録します。

① 内容が表示されます。内容を確認し、修正が必要ない場合は
登録 ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2．実施状況報告書作成（5/18）

確認書情報の登録が完了しました。
続いて、実施状況報告書の作成を行います。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（経営力向上計画申請）

2．実施状況報告書の作成＜期限前＞（6/18）

報告書提出期間の開始日時に、報告書の提出が必要な確認書が記載されたメールが送信されます。
※最初のメールから1か月ごとに同様のメールが期間終了日時まで送信されます。

表題： 収益力強化設備に関する投資計画に係る「実施状況報告」の提出依頼について

ご担当者様

日頃は、経済産業行政に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有り難うございます。
標記の投資計画について、経済産業大臣の確認を受けられた事業者におかれましては、設備投資が完了し事業の用に供した決算年度（投資年度）の翌事業年度終了後から、3ヶ年にわたり決算期終了後の4ヶ月以内に実施状況報告書をご提出していただく必要があります。
つきましては、第〇回目の実施状況報告書の提出期限が
令和〇年〇月となっておりますので、期限までにご提出下さいますようお願い申し上げます。

報告対象の確認書：
① 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ログインURL： https://koujoukeikaku.force.com/
経営力向上計画申請プラットフォームでの実施状況報告書の提出方法は
「収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告の作成の手引き」のP.28をご確認ください。
手引きURL：
https://koujoukeikaku.force.com/resource/1584514814000/ImplementationRptOfTypeB

また、経営力向上計画申請プラットフォームを利用せず、既に実施状況報告書を郵送にてご提出いただきました事業者に於かれましては、本メールの送付が行き違いとなりましたら、何卒ご容赦下さい。
ご不明な点がございましたら、収益力強化設備に関する投資計画の確認を受けた経済産業局にお問い合わせください。

① メールに記載されている確認書番号を控えてください。
※P.28に続く

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（経営力向上計画申請）

2．実施状況報告書の作成＜期限超過＞（7/18）

報告書提出期間を過ぎた場合に、報告書の提出が必要な確認書が記載されたメールが送信されます。

表題： 収益力強化設備に関する投資計画に係る「実施状況報告」の提出依頼について

ご担当者様

日頃は、経済産業行政に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有り難うございます。
標記の投資計画について、経済産業大臣の確認を受けられた事業者におかれましては、設備投資が完了し事業の用に供した決算年度（投資年度）の翌事業年度終了後期から、3ヶ年にわたり決算期終了後の4ヶ月以内に実施状況報告書をご提出していただく必要があります。

つきましては、以下の確認書の実施状況報告書の期限が過ぎておりますので、ご提出下さいますようお願い申し上げます。

報告対象の確認書：
① ○○○○○○○○○○

ログインURL： https://koujoukeikaku.force.com/
経営力向上計画申請プラットフォームでの実施状況報告書の提出方法は
「収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告の作成の手引き」のP.28をご確認ください。
手引きURL：
https://koujoukeikaku.force.com/resource/1584514814000/ImplementationRptOfTypeB

また、経営力向上計画申請プラットフォームを利用せず、既に実施状況報告書を郵送にてご提出いただきました事業者に於かれましては、本メールの送付が行き違いとなりましたら、何卒ご容赦下さい。
ご不明な点がございましたら、収益力強化設備に関する投資計画の確認を受けた経済産業局にお問い合わせください。

① メールに記載されている確認書番号を控えてください。
※P.28に続く

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（経営力向上計画申請）

2．実施状況報告書の作成（8/18）

ログインをして「事業者メニュー」画面を表示します。

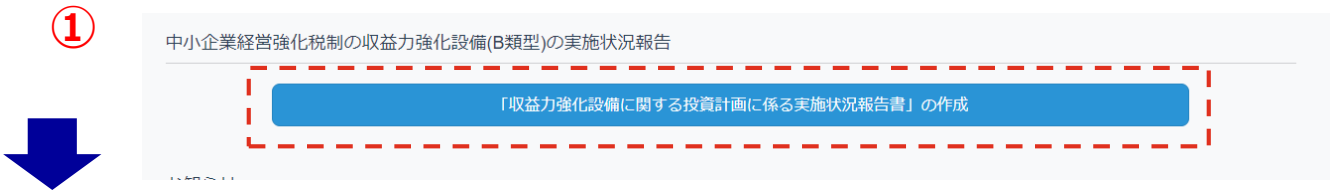

「様式の選択」画面が表示されます。

① 「収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告書」の作成

ボタンを押下してください。

② 確認書情報の確認 ボタンを押下してください。
送付されてきたメールに記載されている確認書番号を確認してください。（送付されてくるメールはP.26またはP.27、確認方法はP.29を参照してください）

③ 報告の作成 ボタンを押下してください。実施状況報告書の登録画面が表示されます。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（経営力向上計画申請）

2．実施状況報告書の作成（9/18）

「確認書番号」の確認方法です。

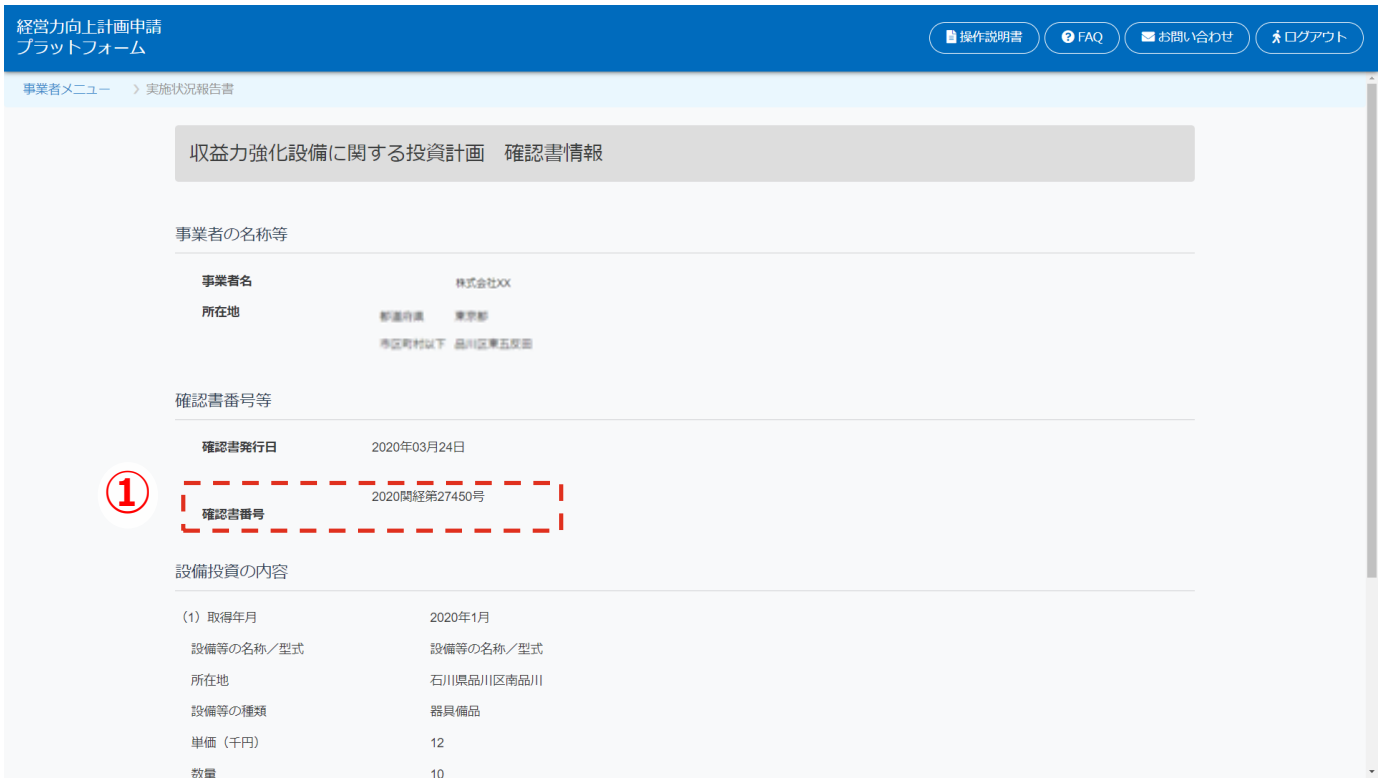

① 送付されてきたメールに記載されている確認書番号と一致しているか確認してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

2．実施状況報告書の作成（10/18）

導入状況を入力します。

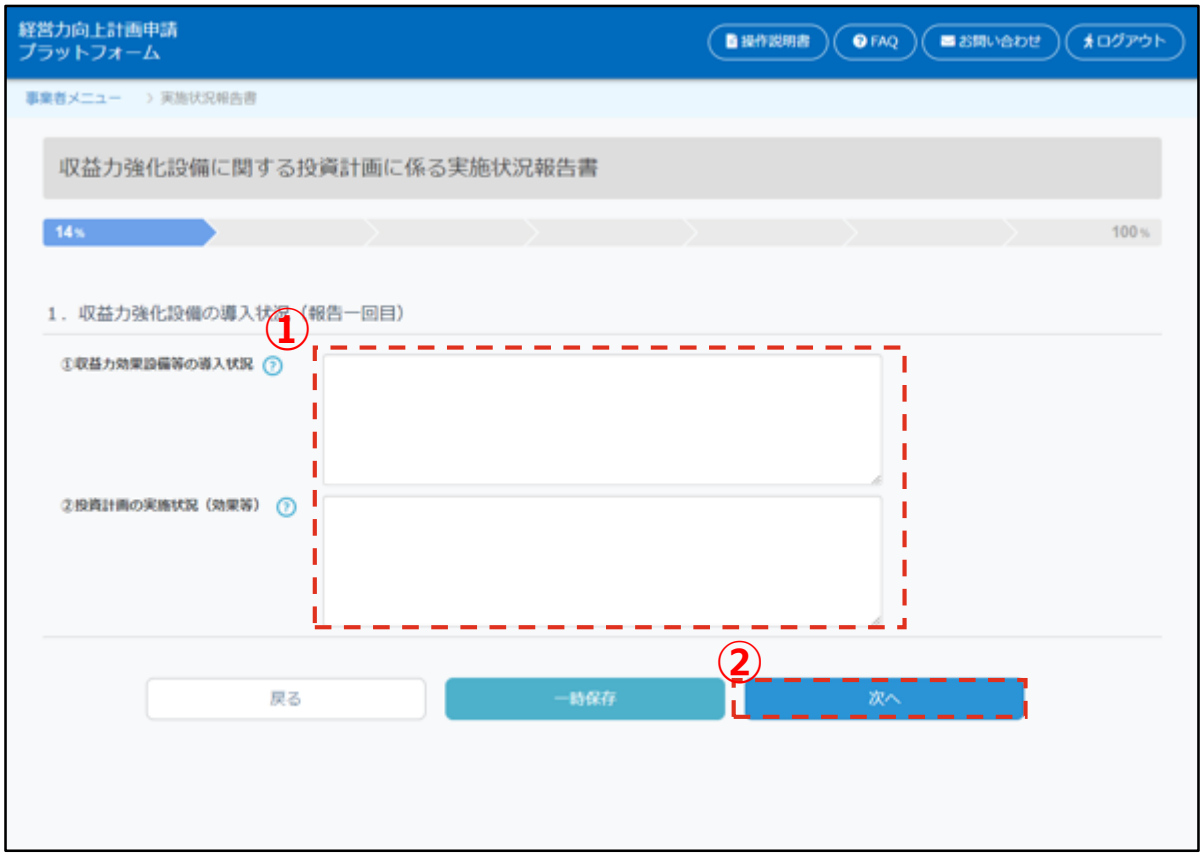

① ヘルプをご参照の上、導入状況、実施状況をご入力ください。

② 次へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

2．実施状況報告書の作成（11/18）

収益強化設備の内容を入力します。

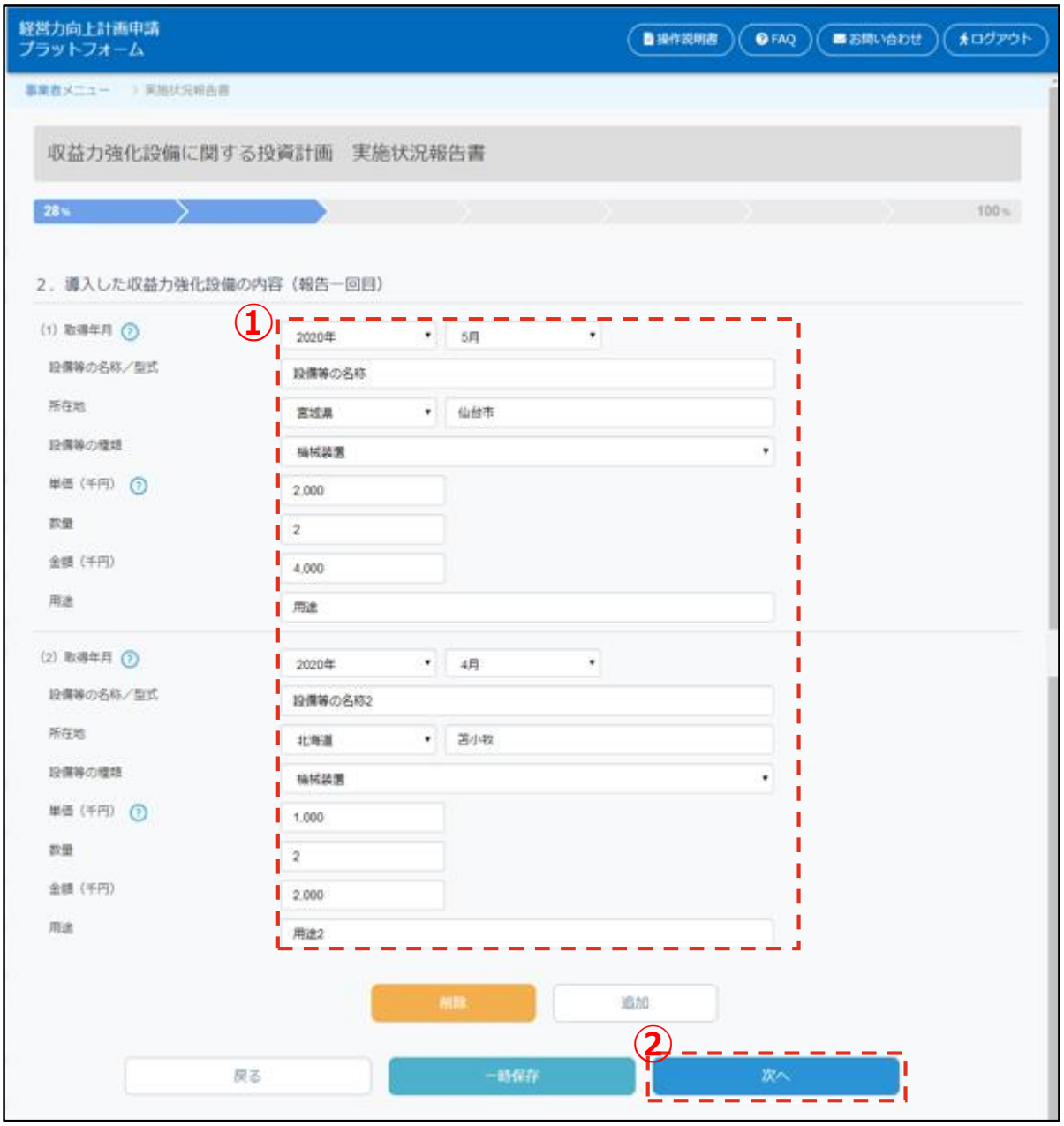

① 収益強化設備の内容を入力してください。
② 次へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

2．実施状況報告書の作成（12/18）

「投資利益率の状況」画面が表示されます。

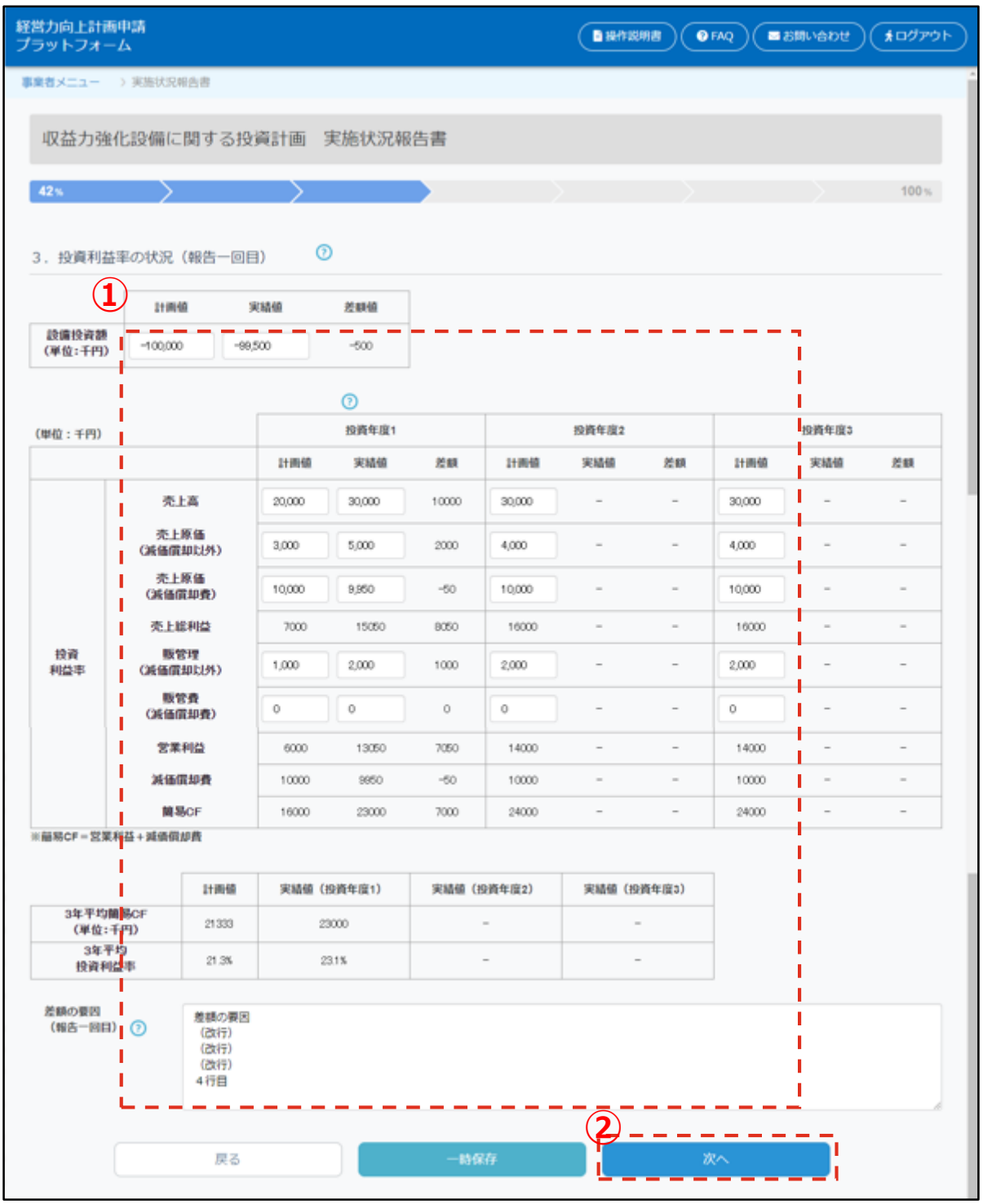

① 各項目の値と差額の要因を入力してください。

② 次へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

2．実施状況報告書の作成（13/18）

「税制措置の利用状況」画面が表示されます。

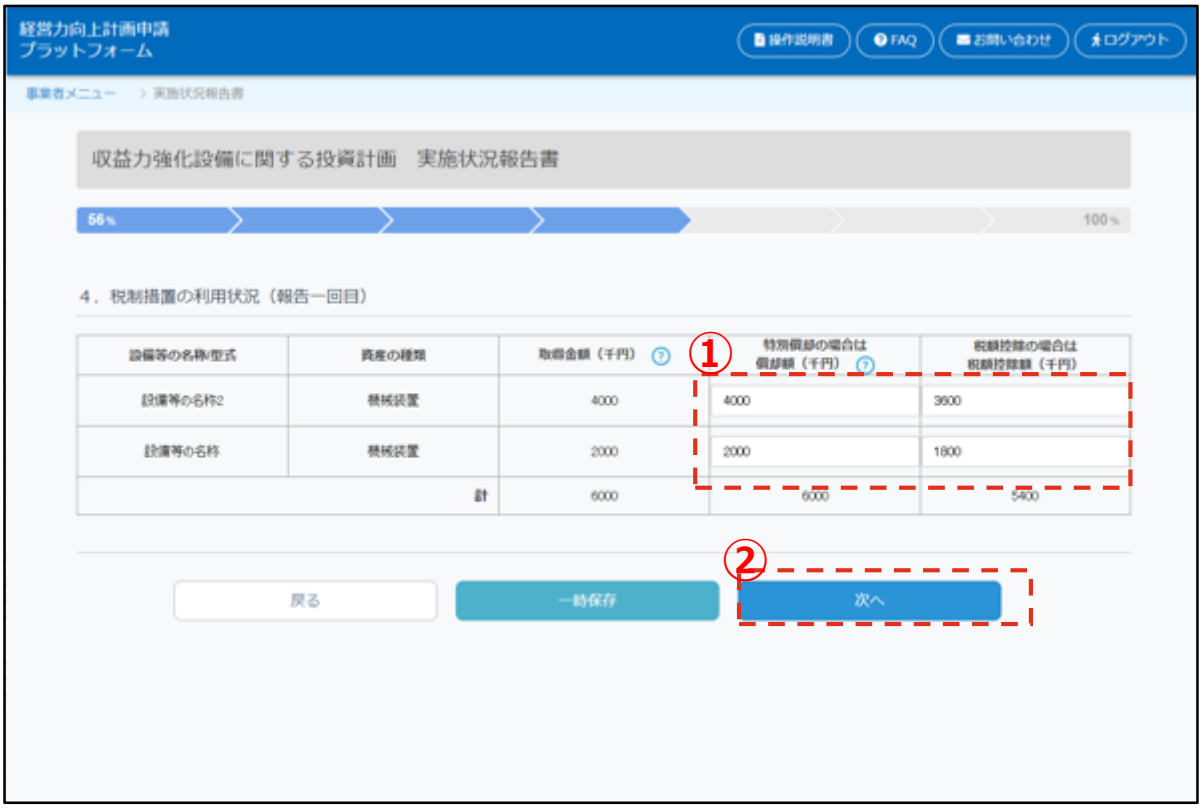

① 税制措置の値を入力してください。
② 次へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2．実施状況報告書の作成（14/18）

「報告書の裏付けとなる資料」画面が表示されます。

① 報告書の裏付けとなるPDFファイルを添付してください。

② 入力情報確認画面へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2．実施状況報告書の作成（15/18）

「提出内容の確認」画面が表示されます。

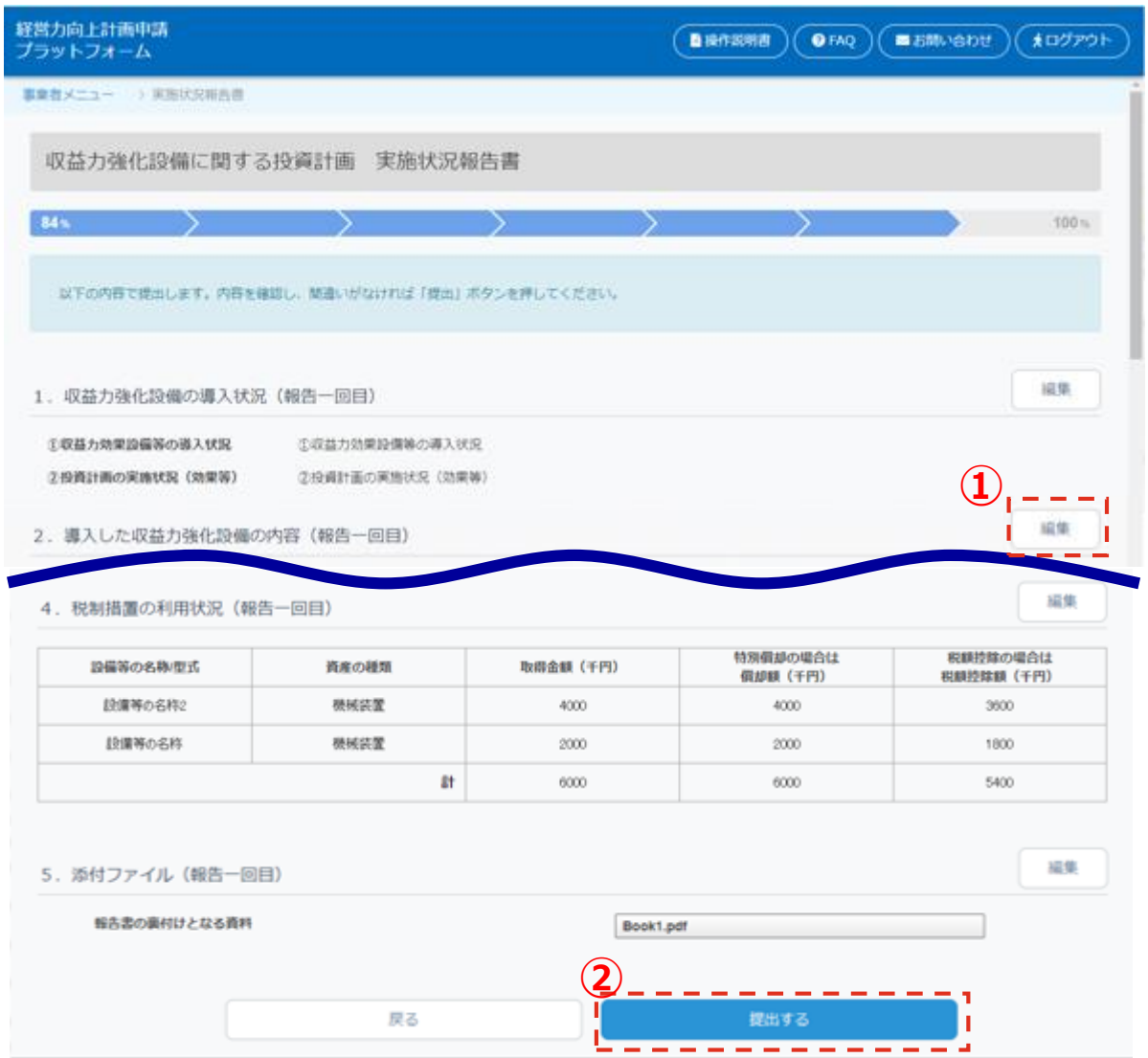

① 表示している内容を修正する場合は各項目で表示されている 編集 ボタンを押下してください。

② これまでに入力した内容が表示されます。内容を確認し、修正が必要ない場合は 提出する ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2．実施状況報告書の作成（16/18）

「提出完了」画面が表示されます。

① 以上で実施報告書の作成が完了しました。
メニューに戻るには 事業者メニューに戻る ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2．実施状況報告書の作成（17/18）

提出した内容について、報告書の審査（〇回目）の完了が記載されたメールが送信されます。

表題： 収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告(〇回目)が完了いたしました。

ご担当者様

収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告(〇回目)が完了いたしました。ご報告いただき、ありがとうございました。
報告対象の確認書：
① 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

① メールに記載されている報告書番号を控えてください。

ログインをして「事業者メニュー」画面を表示します。

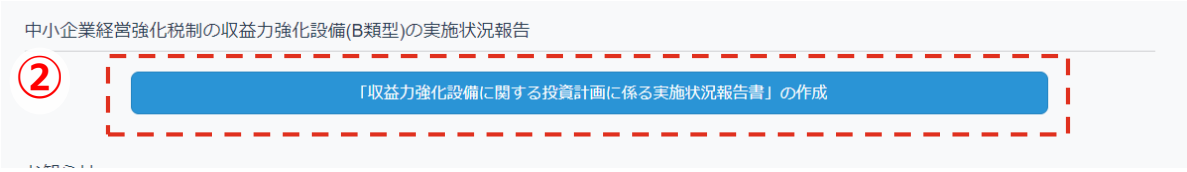

② 「収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告書」の作成 ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

2．実施状況報告書の作成（18/ 18）

「様式の選択」画面が表示されます。

① 確認書情報の確認 ボタンを押下してください。
送付されてきたメールに記載されている確認書番号を確認してください。（送付されてくるメールはP.37、確認方法はP.29を参照してください）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

3．実施状況報告書一覧確認（1/9）

「内容選択」画面を表示します。

① 報告の補正 ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3．実施状況報告書一覧確認（2/9）

「報告必要･不要の選択」画面が表示されます。

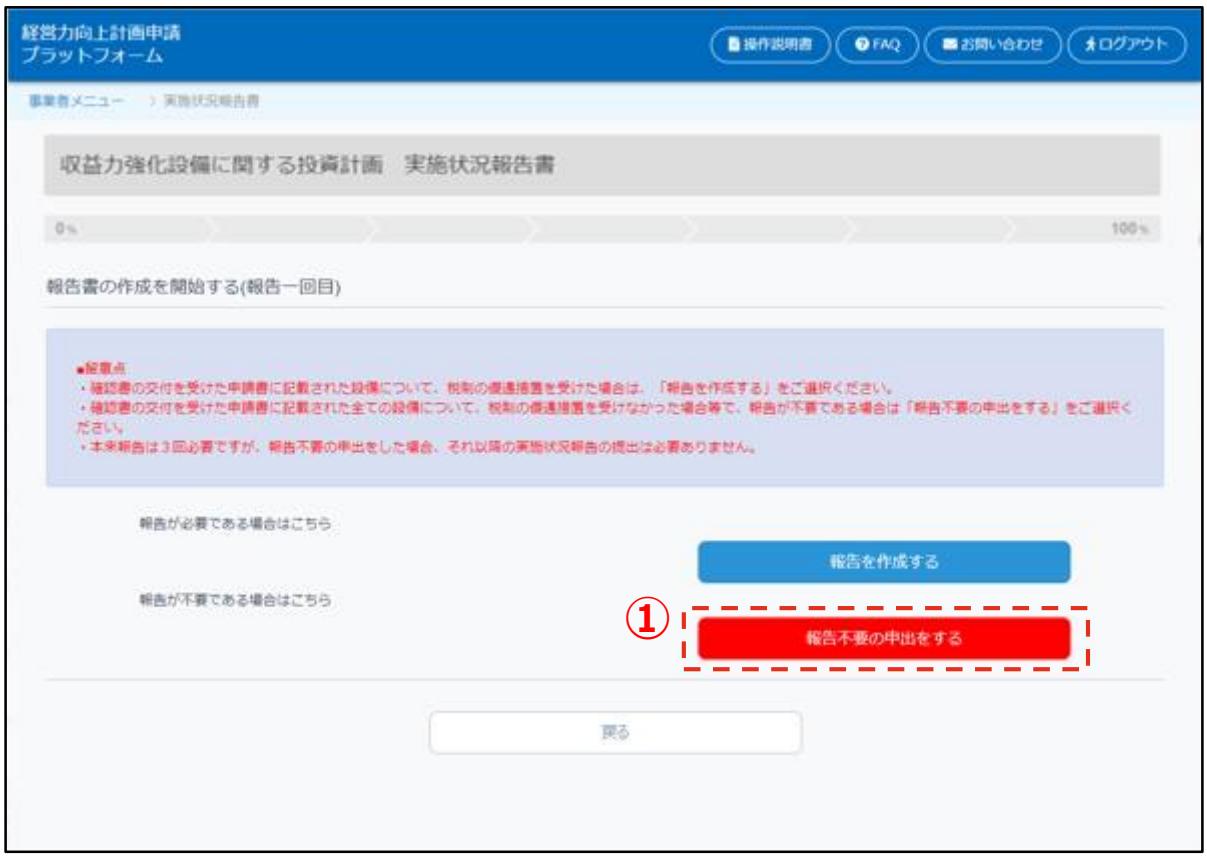

①報告不要の申出をするボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

3．実施状況報告書一覧確認（3/9）

「報告必要･不要の選択」画面が表示されます。

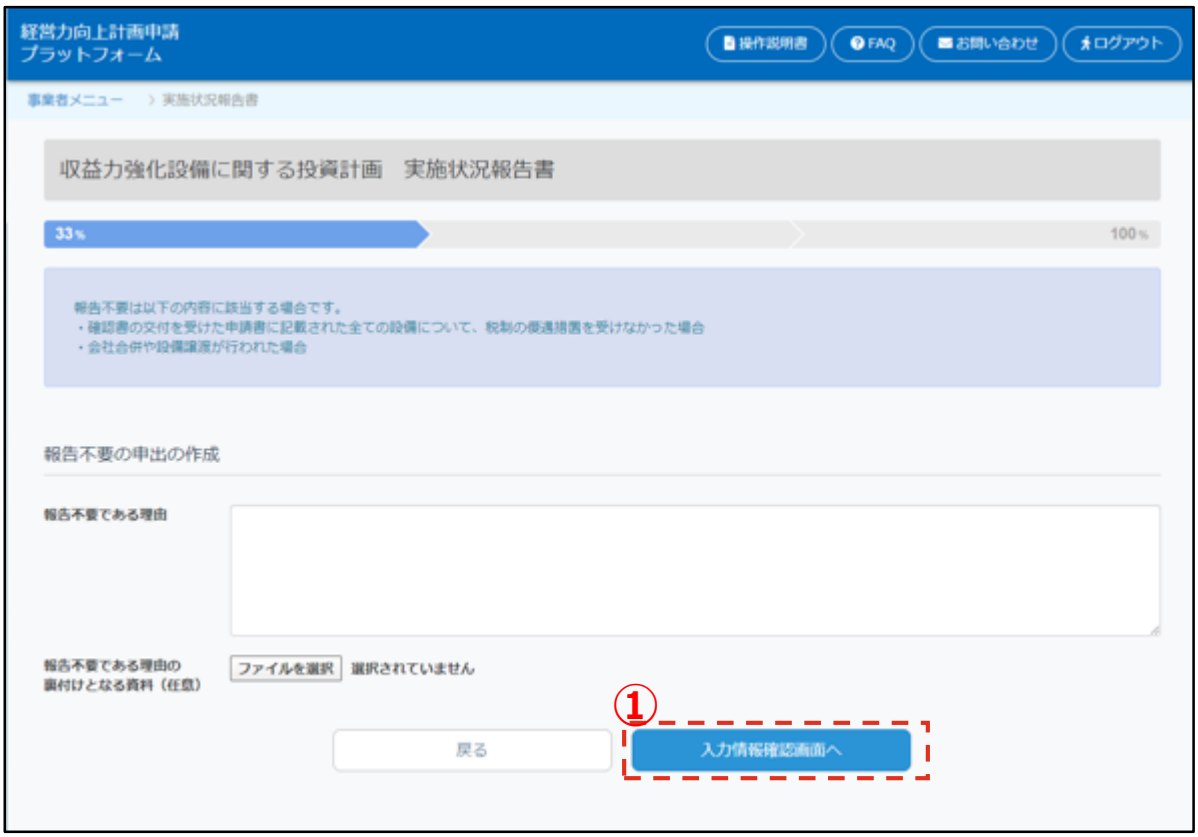

① 報告不要である理由を入力し、ファイルを添付(任意)して 入力情報確認画面へ ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3．実施状況報告書一覧確認（4/9）

「提出内容の確認」画面が表示されます。

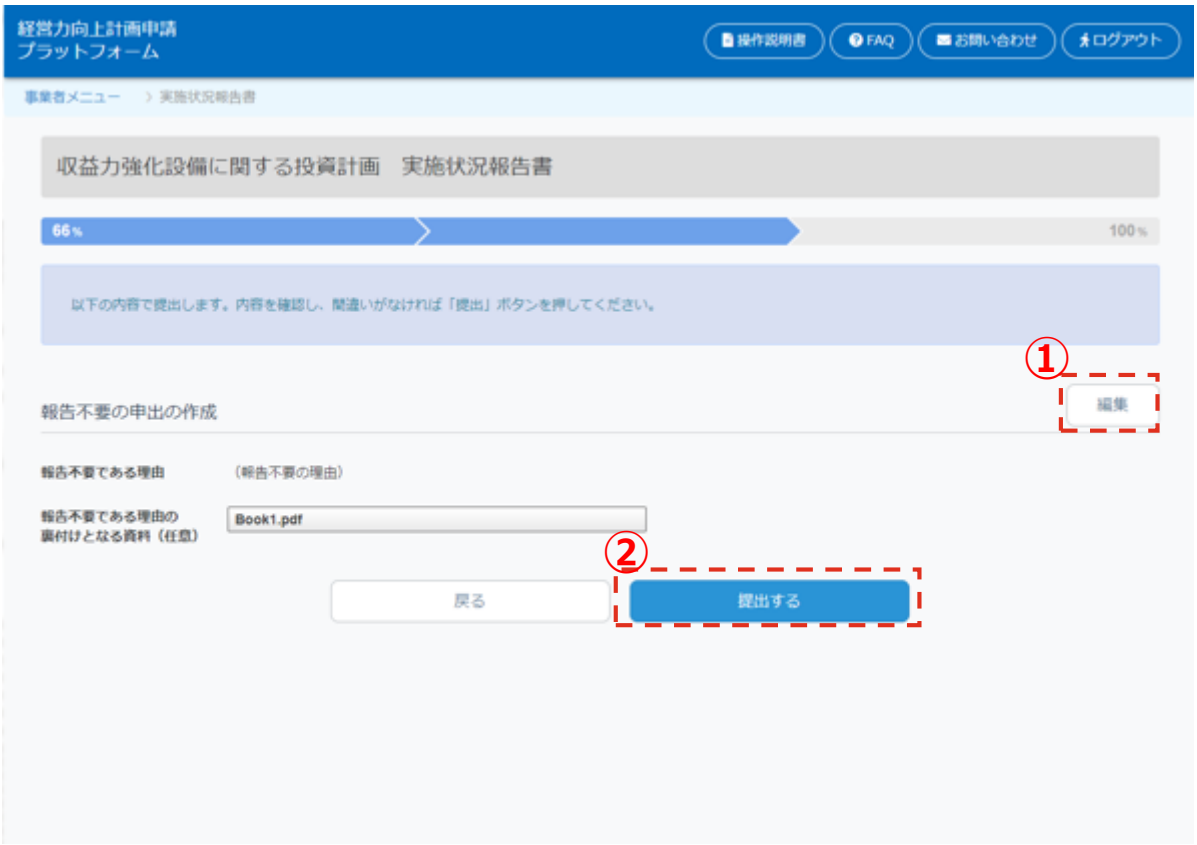

① 表示している内容を修正する場合は 編集 ボタンを押下してください。

② これまでに入力した内容が表示されます。内容を確認し、修正が必要ない場合は 提出する ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3．実施状況報告書一覧確認（5/9）

「報告不要の申出完了」画面が表示されます。

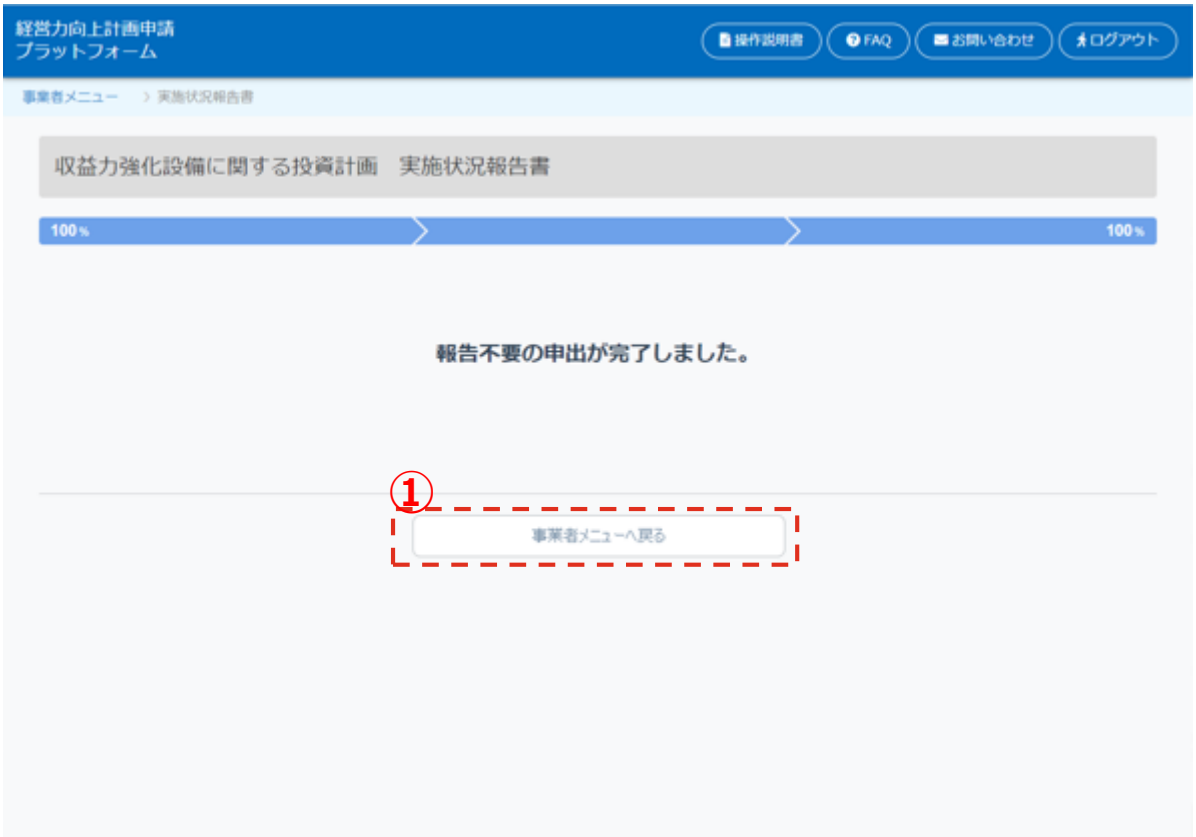

① 以上で実施報告書の作成が完了しました。
メニューに戻るには 事業者メニューに戻る ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

3．実施状況報告書一覧確認（6/ 9 ）

「内容選択」画面が表示されます。

① 報告の確認 ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

3．実施状況報告書一覧確認（7/ 9 ）

「実施状況報告書の確認」画面が表示されます。

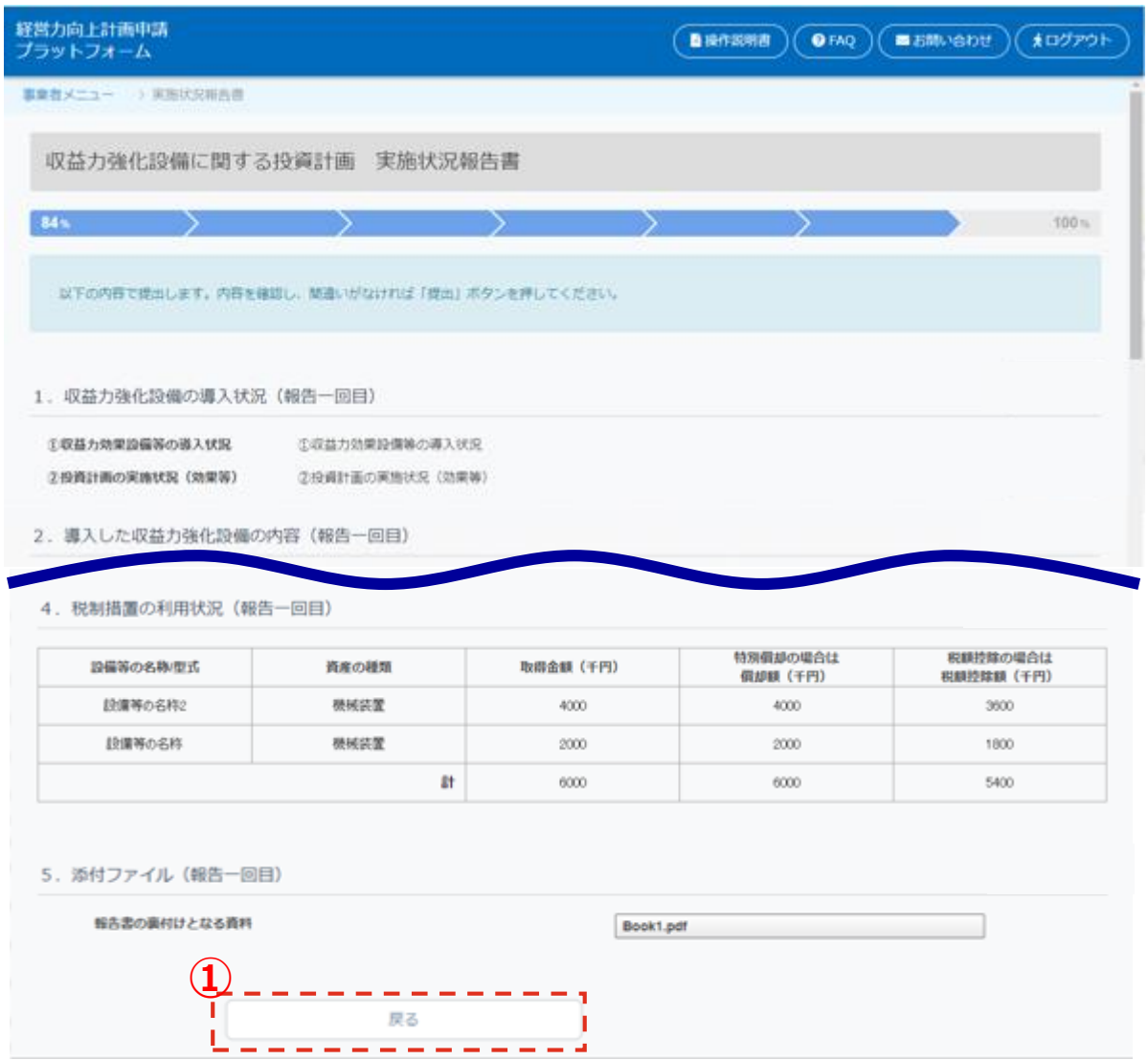

① 内容が表示されます。遷移元画面に戻る場合は 戻る ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3 このサイトの操作方法（収益力強化設備（B類型）に関する投資計画に係る実施状況報告）

3．実施状況報告書一覧確認（8/9）

「入力内容選択」画面を表示します。

① 確認書情報の確認 ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

3．実施状況報告書一覧確認（9/9）

「確認者情報の確認」画面が表示されます。

① 内容が表示されます。遷移元画面に戻る場合は 戻る ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

4. 補正対応（1/3）

提出した内容について、補正が必要な場合は補正指示があることが記載されたメールが送信されます。

表題：収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告への補正依頼があります。

ご担当者様

ご提出いただいた、収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告の内容に補正依頼があります。

次の番号の報告書をご確認ください。
① 報告書番号：BTR000000XXXX

補正指示内容の確認方法は
「収益力強化設備（B類型に関する投資計画に係る実施状況報告の手引き」の
P.50をご確認ください。
手引きURL：https://koujoukeikaku.force.com

※本メールは送信専用のメールアドレスのため、本メールへの返信は不可です。
補正指示内容についてお問い合わせなどがある場合は、以下の経済産業局にお問い合わせください。
（問い合わせ先）
〇〇経済産業局
電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

① メールに記載されている報告書番号を控えてください。

ログインをして「事業者メニュー」画面を表示します。

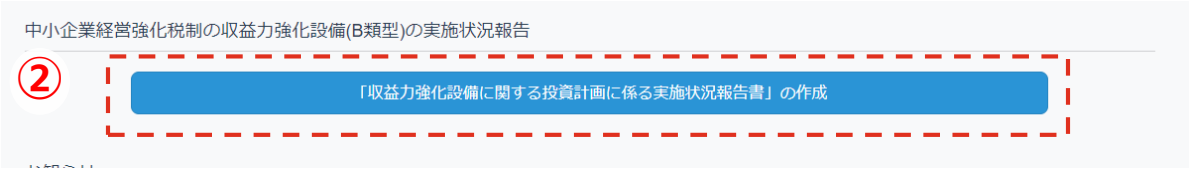

② 「収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告書」の作成

ボタンを押下してください。

（次頁へ続く）

4. 補正対応（2/3）

「様式の選択」画面が表示されます。

① 送付されてきたメールに記載されている報告番号を探してください。
（送付されてくるメールはP48を参照してください）

② 報告の補正 ボタンを押下してください。実施状況報告書の登録画面が表示されます。

（次頁へ続く）

4. 補正対応（3/3）

申請の入力画面に補正指示が表示されます。

① 補正指示のコメントが作られた日時が表示されます。
② 補正指示のコメントが表示されます。ここに書かれている内容をご確認の上、申請書の修正をお願いいたします。
③ 補正指示についての確認事項がある場合はここに記入をお願いいたします。255文字まで入力することができます。
④ ③で補正指示についての確認事項を記載後に 報告を作成する ボタンまたは 報告不要の申出をする ボタンを押下するとコメントが保存されます。

※補正指示のコメントは、補正指示がある場合には報告書作成または、報告不要の申出作成の全ての画面（P27～P37）で同じ内容が表示されます。

4 操作に関するお問い合わせ窓口

1．本プラットフォームの操作方法についてのお問い合わせ先

1．電話でのお問い合わせをご希望の方

操作方法お問い合わせ窓口までご連絡ください。

TEL：０５７０－５５０－３６３（平日9：30～１７：００）

2．お問い合わせフォームでのお問い合わせをご希望の方

本マニュアルのP.15に記載しております、[2.サイトの操作方法（共通操作）6.問い合わせの作成・送信]をご確認いただき、ご連絡ください。

お問い合わせフォームはこちらになります。
https://koujoukeikaku.force.com/InquiryCreate

2．収益強化設備（B類型）についてのお問い合わせ先

P.52をご確認お願いいたします。

（次頁へ続く）

4 操作に関するお問い合わせ窓口

2．収益強化設備（B類型）についてのお問い合わせ先

お問い合わせ先	管轄地域
○北海道経済産業局 中小企業課 （直通：011-709-3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課 （直通：022-221-4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課 （直通：048-600-0321）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室 （直通：052-951-0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課 （直通：076-432-5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 （直通：06-6966-6065）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課 （直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 新事業促進室 （直通：087-811-8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 中小企業経営支援室 （直通：092-482-5592、5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 （直通：098-866-1755）	沖縄県